

「令和5年度ログハウス建築コンテスト」審査基準

本コンテストは、わが国で建設されたログハウス（丸太組構法及び丸太を多用して建築された建物を（以下、「ログハウス」という。））及び優れた発想・夢のもとでのログハウスの設計提案で、建築技術、地域材利用等の点において優秀と認められるものを顕彰し、もって、わが国ログハウスの普及・発展に貢献することを目的としている。

この目的に沿って、普及効果の高い建物で、他の模範となるものや、ログハウス建築の可能性を高めるものを応募作品の中から審査によって選び出し顕彰する。

なお、審査は1次審査と2次審査を行い、応募書類審査を原則とするが、国土交通大臣賞及び農林水産大臣賞受賞候補作品については、現地審査も含め受賞作品を決定する。

審査基準は、以下の4項目とし、これらを総合的に判断して顕彰該当作品を選ぶ。

1. 構造方法及び材料

- 1) 構造安全性の配慮は適切か？
- 2) 耐久性の配慮は適切か？
- 3) 材料選択は適切か？
- 4) 防水、断熱、気密性に関する対策は適切か？
- 5) 施工性に問題はないか？

2. 意匠及び空間設計

- 1) 建物周囲の環境と調和がとれているか？
- 2) 意匠、空間はログの特性をよく生かしているか？
- 3) 建物用途に応じた適切な機能性が保持されるよう計画されているか？
- 4) 室内の音・熱・空気環境が快適に保持されるよう計画されているか？

3. 地球環境問題への配慮

- 1) 地域材を積極的に利用しているか？
- 2) 再利用性、解体容易性に配慮しているか？
- 3) 省エネルギーに関して配慮しているか？

4. 企画性

- 1) ログハウスとして先見性を持ち、他の範となりうるか？特に近未来の子や孫の生活スタイルにも柔軟にマッチすることができるか？
- 2) コスト低減に係る配慮がはらわれているか？
- 3) 適切な維持管理が実施され、ログハウスの良さが永続しているか？

※ 1次審査は平面図、立面図、写真等による審査を行い、2次審査対象作品を選定する。2次審査において募集要項に規定の書類を加え審査をする。

※ 普及推進委員会賞については、WEBを用いた写真画像のみによる一般からの投票により受賞作品を決めるため、本審査基準を適用しない。